

目 次

ページ

令和元年改正会社法の概要と監査役実務の接点……………31

民法（債権関係）改正の概要とその留意点……………41

第1章 監査役制度

第1 監査役とは

◆図 解……………53

○監査役の役割を理解する……………54

○監査役の権限を理解する……………57

○監査役の義務を理解する……………60

○監査役のその他の規定を理解する……………62

第2 監査役の資格・選任・終任・解任

◆図 解……………64ノ2

○監査役の資格を確認する……………65

○監査役の選任・任期・終任について理解する……………69

○監査役の解任について理解する……………72

第3 会社の機関設計

◆図 解……………75

○機関設計を理解する……………77

○指名委員会等設置会社の機関設計を理解する……………80

○監査等委員会設置会社の機関設計を理解する……………85

○監査等委員会設置会社への移行を理解する……………86ノ7

○任意の指名・報酬委員会について理解する……………86ノ19

三 ○公開会社と非公開会社の相違を理解する……………86ノ28

監査役実務九

第4 各種監査役を選定する

- ◆図 解……………87
- 常勤監査役・特定監査役・特別取締役会出席監査役を選定する……………88

第5 監査環境の整備

- ◆図 解……………91
- 監査役間で情報を共有する……………92
- 監査の実効性の確保体制の整備をする……………94

第6 監査役の報酬・費用

- ◆図 解……………97
- 監査役の報酬について協議する……………98
- 費用等の請求について理解する……………102

第7 監査役と他の機関との関係

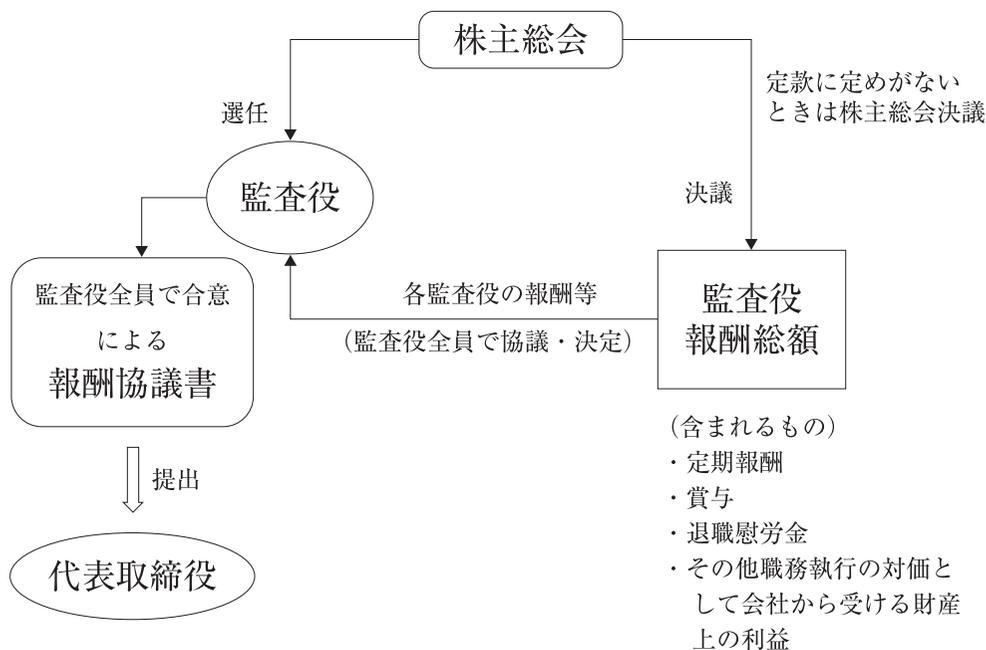
- ◆図 解……………104
- 取締役会と意思疎通を図る……………105
- 代表取締役と定期会合を行う……………108
- 社外取締役と連携する……………110ノ2
- 重要会議に出席する・他機関と連携する……………112
- 外部団体（日本監査役協会、監査懇話会等）・外部専門家等の情報を
得る……………114ノ3

第8 監査役の欠員

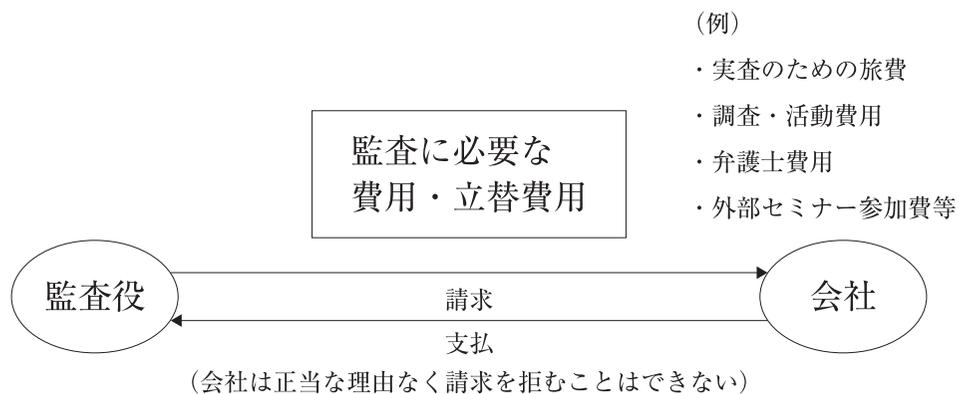
- ◆図 解……………116
- 監査役に欠員が生じた……………117

第6 監査役の報酬・費用

◆監査役の報酬等の決定



◆費用等の請求



○監査役の報酬について協議する

POINT

- 1 監査役の報酬等は定款で定めるか、若しくは株主総会の決議によって決定される。
- 2 この報酬等は監査役全員の総額として決定され、各監査役の報酬等の額は監査役全員の協議によって定められる。
- 3 協議の結果全員の合意が得られたら「報酬協議書」を作成し代表取締役に提出する。

説明

1 報酬等の決定

監査役は会社法に定められた、経営者から独立した会社の機関であり取締役の職務執行の状況を監査します。したがって仮に代表取締役が監査役の報酬等を決めるということになると、監査役としての職務を十分に果たせないおそれが出てしまいます。

そのため、監査役の報酬等は定款でその額を定めていない場合は株主総会の決議によって決定されることとなります（会社387①）。複数の監査役がいる場合でも個々の監査役の報酬額を決める必要はなく監査役全員の報酬総額として決定することができます。

2 各監査役の報酬等の決定

監査役が2名以上いる場合、各監査役の報酬等は定款の定め若しくは株主総会で報酬総額が決められていれば、その範囲内で監査役全員の協議によって決めることとなります（会社387②）。

なお、各監査役の報酬等に関する協議について具体的な手続等の規定はなく、監査役全員の合意があればよいとされています。また、監査役会が設置されている会社においても監査役会による決議であることは要しません。一方で、立法上の趣旨から代表取締役や取締役会に個々の報酬額決定を一任することはできません。

監査役は株主総会において、上程された監査役報酬議案に対して意見を述べることができます（会社387③）。

3 報酬協議書の作成

監査役全員の合意によって個々の報酬額が決まったら「報酬協議書」を作成し全員の記名捺印の上で代表取締役提出し、報酬の支払業務を依頼します。これ自体には法律上の明確な規定はありませんが、協議内容を記録するために書面を作成します。

advice

■監査役の報酬等に含まれるものとは

会社法361条1項では取締役の報酬等として「報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益」と定義されており監査役の報酬等もこれと同じです（会社387）。

「職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益」とは何か。これに対する明確な規定はありませんが、通常の定期報酬や賞与に加え、退職慰労金、新株予約権の付与（ストックオプション）、会社の業績に連動して報酬額が変動する業績連動型の報酬なども含まれると解されています。

業績連動型は経営に直接関与しない監査役への報酬等として相応しいのかという議論もありますが、監査役の本来業務である監査業務によって内部統制が確立し好業績に繋がったという解釈も可能でしょう。

■報酬総額の決め方（月枠・年枠）

取締役や監査役の報酬総額について、かつては多くの会社で、例えば「取締役について月額〇〇百万円、監査役について月額〇〇百万円」のような月枠での設定で株主総会決議を取る例が見られました。その後平成18年の会社法施行によって役員賞与が利益処分の対象ではなくなり、報酬総額の枠内で役員賞与の支払いも可能になったことから、最近では報酬総額を月枠ではなく、年間の枠で設定する会社が多くなっています。

しかしながら、株主総会での報酬総額の決議は何年前のものであっても有効であるため、月枠での設定のままになっている例が多く見られます。

このような会社の場合、仮に実際に支払われた年間報酬総額が月枠の12倍相当の額以下であっても、年間のいずれかの月での月間支払額が月枠を超えてしまうと、月枠を超えた支払部分は会社法違反であるため無効となり会社に返還する必要があります。この点の注意が必要です。

■ 役員報酬等に対する外部からの質問

取締役や監査役など役員報酬額について、総額ではなく個々の役員報酬額を問われる、若しくは具体的にどのような基準で報酬額を決めているのかという質問が株主総会等で出されることがあります。これらの質問にどう答えるかは任意で決められますが、あくまでも想定質問としてその回答例をあらかじめ準備しておくことが望ましいでしょう。

実務知識

○ 監査役報酬等に関する事業報告への記載

株式会社が当該年度の末日において公開会社である場合には監査役に支払われた報酬等の総額及び員数について事業報告に記載しなければなりません（会社規119二・121四）。

さらに、社外監査役がいる場合には社外監査役に支払われた報酬等の総額及び員数についても開示する必要があります。なお、当該社外監査役が親会社・子会社・兄弟会社の役員としても報酬等を受けているような場合には、親会社・子会社・兄弟会社での報酬等の総額を開示しなければなりません（会社規124七）。

参考判例

- いわゆる1人会社においては、正規の株主総会の手続が取られなかったとしても、唯一の株主の意思によって取締役報酬額が決定されたときは、正規の株主総会決議があったと同視すべきであり、これによって取締役報酬を取得した者もこれを不当に利得したことにはならない。（東京地裁判平3・12・26判時1435・134）
- 株主総会の決議を経ずに役員報酬が支払われた場合でも、事後的に株主総会で、既に支払われた役員報酬の支払を承認する決議は有効である。（最高裁判平17・2・15判時1890・143）

参考書式

●報酬協議書

報酬協議書

各監査役の報酬について会社法第387条2項の規定に基づき協議の結果、監査役全員の合意により以下のとおり決定した。

記

1 協議者

常勤監査役 甲野一郎

監査役 乙川健二

監査役 丙田三男

2 報酬総額 ○○, ○○○, ○○○円以内 (第○○期定時株主総会で決議)

3 各監査役の報酬額

常勤監査役 甲野一郎 月額 ○, ○○○, ○○○円

監査役 乙川健二 月額 ○, ○○○, ○○○円

監査役 丙田三男 月額 ○, ○○○, ○○○円

4 適用日 平成○年○月○日より適用

平成○年○月○日

○○○○株式会社

常勤監査役 甲野 一郎 (印)

監査役 乙川 健二 (印)

監査役 丙川 三男 (印)

○取締役等が報告や業務・財産の調査に協力しない

POINT

- ① 報告の聴取や業務・財産の調査を円滑に行うためには、トップ（社長等）の理解及び監査環境の整備が重要である。
- ② 監査役は、内部統制システムの決議の中に、監査役への報告、監査環境の整備をしっかりと位置付けてもらう。
- ③ 監査がうまく進まないときは、他の監査役と（又は監査役会において）協議し、監査役の総意として取締役等に協力を要請する。必要に応じ、会計監査人とも協議する。
- ④ 報告や調査の協力が得られない場合、監査報告に、監査のために必要な調査ができなかった旨及びその理由を記載する。

説明

1 監査環境の整備

監査役の監査は、強制的な執行権を持つ行政機関の捜査・検査ではありませんので、監査役が、必要な監査（報告の聴取や業務・財産の調査等）を円滑に行えるかどうかは、社内の監査環境によって変わってきます。必要な監査を行うためには、被監査側（取締役・使用人等）との信頼関係及びその協力が欠かせません。特に、トップ（社長等）の監査への理解と認識が最も重要です。

取締役等の協力が得られないときは、トップ（社長等）との信頼関係の程度によりますが、トップ（社長等）に相談して理解を得る努力を行い、トップ（社長等）から指示してもらう方法もあります。

トップ（社長等）の理解が得られないこともあるかもしれません。その場合、あきらめずに監査の必要性、監査役の役割、権限・義務等について説明し、粘り強く話し合いをすることが肝要です。

会社法や監査役監査基準は、監査環境の整備の努力義務を定めています。そのことは、監査役だけでなく取締役（会）にも求められています。

- ① 監査役は、取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人、他の監査役及び親会社・子会社の監査役等との意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めなければならない（会社規105②④・107②④）。
- ② 取締役（会）は、監査役職務の執行のため必要な体制の整備に留意しなければならない（会社規105②・107②）。
- ③ 監査役は、監査の環境整備が重要かつ必須であることを、代表取締役を含む取締役に理解し認識させるよう努める（監査基準3⑦）。

2 内部統制システム整備の決議

大会社（及び監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社）では、内部統制システムの整備に関する取締役会決議（取締役会のない会社では取締役による決定）を行わなければならない（会社348④・362⑤・399の13②・416②）。その中では、監査役への報告体制等を含め監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備についても決議（又は決定）しなければならない（会社規98④・100③・110の4①・112①）。

これらは、監査の環境整備の内容をなすものです。この内部統制システムの決議の中で、監査役への報告、重要会議への出席、代表取締役等との面談、監査役の調査指示への対応、その他の監査環境の整備について、監査役の監査が行いやすいようにきちんと位置付けてもらうことが重要です。

監査役に就任したら、内部統制システムの決議内容（その決議内容及び運用状況の概要は、事業報告で株主に開示されます。）を直ちに確認し、どのような決議内容か、監査環境整備の上で不足するものがないか、その通りに運用されているのか、等の視点で点検することです。

不足事項があれば決議内容に加えてもらうように要請します。また、決議通り運用されていない場合は、是正してもらう必要があります。書かれていることは立派でも、そのとおりに運用されなければ意味がありません。運用状況は、事業報告の記載事項ですから、決議通り運用されていない場合は、その旨を事業報告に記載することになるということを取締役に認識してもらう必要があります。

監査環境の整備は、一朝一夕には進みませんので、社長はじめ取締役等の理解を得つつ、粘り強く協議して一歩ずつ改善していくほかありません。また、監査役が交替したら、それらの内容を後任者に引継ぎすることが、今後のためにも欠かせません。

3 他の監査役等との協議

(1) 監査役間での協議

監査（報告の聴取や業務・財産の調査等）がスムーズにできないときは、監査役が複数いれば、監査役の間で（監査役会のある会社では監査役会で）でしっかりと協議することです。

監査への協力が得られないのは、どのような場面で生じているか、なぜそのような事態となっているのか、何が最も障害となっているのか等の事実関係を明確にし、監査役全員で認識を共有することが不可欠です。

その上で、社長をはじめとした執行側に監査協力を求め、必要な話し合いをします。個々の監査役が単独で行うのではなく、監査役の総意（又は監査役会の決議）として要請することが肝要です。特に重要なことは、個々の監査役が孤立したり、分断されたりしないことです。

監査役は独任制であり、単独での監査や行動もできますが、このような場合には、監査役の総意として意見を述べ、監査役が結束して要請をすべきです。監査役の総意であれば、通常は監査役の声に耳を傾けざるを得ません。

それでもなお監査協力が得られないときは、よほどの異常事態だと認識せざるを得ません。専門家（弁護士等）とも相談し、アドバイスをもらいながら、監査役が一体となって監査環境の改善に向けたあらゆる対策をとっていくこととなります。

そのような中、監査役の一部には、何らかの事情で監査の非協力に対する改善の申入れを躊躇する者が出てくることもあるかもしれません。そのような場合には、監査役は独任制であり、専門家（弁護士等）のアドバイスを得ながら、自らの信念に基づき、単独でも社長をはじめ執行側に監査協力を要請することができます。

(2) 会計監査人との協議

会計監査人設置会社では、会計監査人と様々な場面で意思疎通を図り情報交換を行い、適切に連携することが、監査役及び会計監査人の双方に求められています。

監査役の監査に協力が得られず、監査がスムーズにできない状況であれば、会計監査人の会計監査も適切にできないおそれがあります。特に監査拒否されている業務があれば、そこでは不正又は不適切な会計処理が行われていることが懸念されます。監査役は、会計監査人にそのような状況を説明し、事態をよく認識したうえで、職業的懐疑心を強く持ち深度ある会計監査をするように促す必要があります。

なお、上場会社では、監査役の監査が適切にできない事態が続くようであれば、金融商品取引法の内部統制報告制度において、全社的な統制環境に問題があるとして「開

示すべき重要な不備」に該当し、金融商品取引所での適時開示事項にもなります（東証有価証券上場規程402(1)am）。

4 監査報告への記載

社長をはじめ取締役・使用人が監査に協力せず、要請しても報告の聴取や調査ができないときは、必要な監査ができないため、自信を持って監査報告を作成することができません。その場合は、監査報告にその旨を記載せざるを得ません。

報告や調査の協力が得られないときは、必要な調査ができないため監査ができなかった旨を、その理由とともに監査報告に記載すること、その監査報告が株主に提供されることを、社長をはじめ取締役等に対し説明し、十分認識してもらう必要があります。

それでもなお報告や調査に協力しない場合は、必要な調査ができなかったとして、その旨及びその理由を監査報告に記載します。また、株主総会の場で監査協力が得られなかった旨を報告することも考えるべきでしょう。株主にそのような情報を提供し、株主総会等の場で株主による取締役への是正等を期待することとなります。

会社法は、「監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由」を「内容とする監査報告を作成しなければならない。」と規定しています（会社規129①四・130②二、会算規122①三・123②一）。この規定は、監査役に対する義務規定ですから、必要な調査ができなかったのに、できたかのように監査報告を作成することはできません。

監査役実務一

advice

■不祥事を疑う

取締役等に報告を求めても、また必要な書類等の閲覧・謄写を要請しても、協力してくれないときは、「何かある」と疑わざるを得ません。

「不祥事が隠されている可能性が高い」と考えるべきでしょう。監査役としての感性を鋭敏にしなければなりません。

通常の監査の中で、特定の事項についての報告や調査を依頼したとき、対応が変で、協力を拒むような様子があれば、そこに「監査役に説明できない何か」、「監査役に知られたくない何か」がある、と考えざるを得ません。

不祥事の黄色信号です。監査役の実存意義、真価が問われるときです。

監査役相互間（監査役会等）で情報を共有し、監査役が一体となって、腹を据えて対処することとなります。

三五四

実務知識

○調査妨害に関する罰則

会社法では、取締役等が「この法律の規定による調査を妨げたとき」は、「100万円以下の過料に処する。」と規定されています（会社976五）。したがって、取締役が、監査役が行う「業務及び財産の調査」（会社381②）を妨げたときは、過料の対象です。

一方、監査役は、監査報告に、記載すべきことを記載せず又は虚偽の記載をしたときは、「100万円以下の過料」に処せられます（会社976七）。

監査役は、法務省令で定めるところにより監査報告を作成します（会社381①）。法務省令は、監査役に、「監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由」（会社規129①四ほか）を内容とする監査報告を作成する義務を課しています（会社規129①ほか）。

したがって、監査役が、監査のため必要な調査ができなかったのに、その旨及びその理由を監査報告の内容としなかった（監査報告に記載しなかった）ときは、過料の対象となるおそれがあります。

○監査役への民事責任追及とその対策を理解する（粉飾決算・違法配当）

POINT

- ① 監査役は、粉飾決算・違法配当について、善管注意義務違反・任務懈怠があれば会社に対する責任が追及され、また、粉飾決算・違法配当によって第三者に損失を与えた場合、監査役職務に悪意若しくは重大な過失があったとき又は虚偽の監査報告をしたときは第三者に対して発生した損害を賠償する責任が追及される。
- ② 監査役は、会計監査をする中で不正会計の疑義が生じた場合は、直ちに取締役会で、その旨報告することが最も重要な責任防止の対策である。その上で、執行側に調査・報告を求めるか、場合によっては調査委員会の設置を提案することなどを行わなければならない。

説明

1 会計監査を、会計監査人任せにしない

会社法では、会計監査人設置会社の場合、監査役の監査報告に記載すべき事項の中に、「会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由」とありますので（会算規127）、当然、監査役は会計監査人の監査の方法及び結果が「相当であるかどうか」を判断する必要があります。会計監査人の監査状況を眺めて「相当よくやっている」「執行部と飲食をともにしていないから独立性を持っている」程度では、粉飾決算が発覚した場合、監査役がその職務を果たしていたとは評価されないでしょう。

2 取締役会での報告が決め手

監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告しなければなりません。監査役が取締役の不正行為等を知りながら、それを取締役（会）に報告しないことは、監査役の

任務懈怠となります（監査基準39、監査懇話会「監査役職務確認書」）。監査役が取締役会で報告していれば、監査役としての責任を免れた事件は数多くあります。

また、取締役会で報告しても、一向に取締役（会）が対応しないような場合や明らかに粉飾であるような場合等には、取締役（会）に対する「勧告」や「違法行為差止請求」など次の手段に移ります（本章第5「取締役の違法行為等を認知し是正する」参照）。

a d v i c e

■会計監査における会計監査人と監査役

株式の店頭公開から間もなく自己破産した教育出版等の事業を展開するA社は粉飾決算で元社長と元常務が「違法配当」（商法（現：会社法）違反）と「有価証券報告書虚偽記載」（証券取引法（現：金融商品取引法）違反）で起訴されました。会計監査人は「綿密な監査を行った。簿外の手形発行は見抜くことは難しい」と述べ、元検事総長の常勤監査役は「会計監査人が資料を点検するので、私はそれを見て間違いがなければ承認する」とコメントしています（毎日新聞、平5・12・19報道）。

確かに、この監査役に限らず、監査役の会計監査に対する認識はこの程度とする監査役は少なくありません。せいぜい、チェックシートに基づき、会計監査人に一般的な質問をして「特に問題なし」と結論する程度でよしとする専門家の意見もあるでしょう。しかし、それでは、「監査役の会計監査」や「会計監査人の監査の相当性を判断する」ことにはならないと考えます。少なくとも、責任を問われても、堂々と主張できる程度の、最低限の監査、例えば、毎月の各勘定残高や損益の推移、売掛金回収のチェック、残高確認のチェック・棚卸の立会いなどのほか、毎月の取締役会や内部監査担当との情報交換、往査等の社内の状況等から「何かおかしい」と感じなければいけません。また、会計監査人との情報交換会は、例えば上場会社においては最低、四半期ごとに開催する必要があると考えます。

■監査役の会計監査留意事項

監査役の会計監査で、任務懈怠・善管注意義務違反の責任追及を避けるために、どのようなことに留意したらよいか、以下に掲げます。

- 1 4大不祥事（粉飾・品質・談合・貸倒れ）のトップが粉飾決算である。
監査役が最も多く責任を追及されているのが粉飾であり、監査役監査の最重点項目である。
- 2 子会社自身の粉飾事件又は子会社を使った粉飾事件が多発している。
福岡魚市場事件などで子会社の監査役も責任追及されている。会社法改正により

多重代表訴訟制度が導入された。子会社の監査役だからといって手を抜いてはいけない。

3 売掛金の増大、回収遅れには特に注意すること。

売掛金の増大に気付き、調査したところ不正が発見された事例がある。架空売上げ、循環取引、先行売上げには回収遅れが付きものである。また、回収遅れを隠蔽するために、得意先に支払の原資を与える架空仕入れ、架空外注を行うなど、策を弄している場合がある。

売掛金残高確認の方法、与信限度額オーバー、棚卸資産の増加などは監査役が確認しないと責任が追及される。最低限、質問をし、回答を求めること。これで粉飾の半分は防ぐことができる。

4 会計監査人との情報交換を密にすること。

① 会計監査人に任せきりではなく、監査役は計算書類を読み、帳簿をめくり、問題のありそうな伝票を見る。また、会計監査人が指摘したことはきちんと把握し、必要ならば自ら調査し、重要な不正行為であれば、取締役会に報告し、第三者委員会を立ち上げる等適切な措置をとること。

② 会計基準を知らずとも「おかしい」と感じたら、それを「会計処理に疑義有り」と会社、会計監査人双方に伝えること。また会計監査人の見解に疑問を持ったら、当監査法人内の審査会に当該疑問点について見解を求めるよう要請したり、必要に応じて、全く別の公認会計士にセカンドオピニオンを求めたり、事案によっては外部の調査機関を使うこともあり得る。

③ 意図した不正でなくとも責任は追及される。現場は、悪いこととは知らずにやっている場合の方が多い。

5 調査委員会に監査役がどう評価されるかが、訴えられるかどうかに影響する。

監査役の毎日の真剣さで評価が変わってくる。毎月の取締役会での発言が重要である。親会社の調査委員会から「監査役はプロパーと共犯して親会社に不正を隠蔽した」とされた建設子会社、「セカンドオピニオンを求めることまでやった監査役を非難できない」とされたN証券会社、「監査法人の処理を受動的に信頼して受け入れるのみであった」とされたS電機会社の例がある。

また、財務報告内部統制（前掲第5章第4「財務報告内部統制について監査する」参照）は監査人が監査役の監視機能を確認することになっている。内部統制報告書で「監査役会が機能していない」という評価を下された例もある。

6 監査役が活躍した事例が増えてきた。

会計監査人から通報を受けて監査役が調査し架空売上げが発覚した電子基板製造会社、売掛金の増大に疑問を持ち調査し、着服を見つけたフード・サービス子会社、監査役が売上先行を取締役会で報告した電子部品会社、監査役が取締役会に提出した意見書に基づき調査し、社長の会社預金の私的流用が発覚した不動産会社、監査

役にもたらされた内部通報に基づき、監査役3人と弁護士から成る内部調査委員会で社長の不正な個人借入などを見つけた広告会社、監査人と連携（金融商品取引法193条の3の発動）し違法行為差止請求を行ったK電機など。

- 7 ともかく、不適正の「疑い」がある場合は取締役会で報告し、議事録に載せること（これが最も重要）。

「不適正」であるかどうか不明であっても、「不適正の疑いがある。調査し来月の取締役会で報告願いたい」と発言することはできるのではないか。

- 8 非上場会社の場合、第三者（取引先・株主・ユーザー等）からの責任追及もある。

上場会社の場合、最も恐ろしいのは、金融商品取引法18条・21条・21条の2・22条・24条の4・24条の4の6各条「虚偽記載等のある有価証券届出書・有価証券報告書・内部統制報告書の提出会社の役員等の賠償責任」である。

責任がなかったことの立証責任は役員個人が負う（本章第3「粉飾決算等（民事責任）を理解する」参照）。虚偽発表前後各1か月の平均株価差額を損害とみなすとするケースが多い。

- 9 上場会社の場合、虚偽記載は多くの場合、特設注意市場銘柄に指定され、「内部管理体制確認書」の提出が求められる。

問題がないと認められれば、特設注意市場銘柄の指定が解除されるが、内部管理体制等の改善の見込みがないとされたときは、上場廃止となる。内部管理体制等の改善期間は、原則1年（6か月間の延長あり。）である。

なお、上場廃止基準に該当するようなおそれのある場合は、監理銘柄の指定を受けることになる（東証 有価証券上場規程601 上場内国会社の上場廃止基準）。

外から言われて修正申告するのではなく、会社が自らまず開示すること、内部調査委員会で調査し、第三者（外部）調査委員会がこれをチェックし、責任を明確にして、調査結果を開示し、改善報告書を提出・開示すること。内部通報しやすい体制作りが必要である。

実務知識

○監査役の実務知識としての報告の重要性を指摘したオリンパス事件の調査報告書

平成10年頃、財テクで約1,000億円の含み損発生、時価会計で公になるのを避けるため、外国ファンドに売却、簿外としたが、このファンドの損失補填のために、巨額の不正支出があったと外国人社長のW氏が指摘して発覚しました。会社は第三者から成る監査役等責任調査委員会の報告（平成24年1月16日）を受けて、平成24年1月17日、非常勤を含む監査役5名に対し、計10億円の損害賠償請求を起しました。調査委員会報告書では次の点が監査役としての善管注意義務違反が認められるとしています。

- ① 多額の含み損があることを知りながら、取締役会に報告せず、黙認し続けた。

② 取締役会で国内ベンチャー3社の株式を巨額で購入するという決議及び英国ジャイラス社の買収に係るフィナンシャルアドバイザー報酬及び高額な株式の買取りをした取締役の善管注意義務違反を看過した。

③ W氏の指摘に対し、これを解消すべき義務があるのに、隠蔽してしまった。

なお、取締役19人に対しては、会社は既に36.1億円の賠償請求を提訴しています。別にW社長を解任した取締役14名に対しては、株主代表訴訟も起きています。前社長、前副社長、前常勤監査役に対しては刑事告訴（金融商品取引法違反：有報虚偽記載）も起きています。

○「会計監査人の監査の相当性」の重要性を指摘した大和銀行事件の判決

大阪地裁の判決文は財務省証券の保管残高確認について、2つを指摘しました。第1は、第三者による確認、つまり執務者であるトレーダーが米国債の預け先から直に取り寄せるのではなく、第三者である監査する者に直接送らせなくてはいけない。第2に監査する者はコピーではなく原本を取り寄せこれを確認する。トレーダーはもちろん原本を取り寄せていたがこれを改ざんし、コピーやFAXでごまかしていたのです。裁判で、監査役は「監査法人も同様の方式を取っていた」と主張しました。「専門家である会計監査人をどうして私が越えられるのか」という思いだったのではないかと推察します。

判決文は以下のように述べています。

- ① 監査役は、取締役の職務の執行を監査する職務を負う。検査部担当取締役、ニューヨーク支店担当取締役の職務も監査の対象であり、会計監査人の監査の相当性を監査する職務も負っている。
- ② 取締役は、リスク管理（いわゆる内部統制システム）を構築すべき義務を、監査役はそれが整備されているかを監視する義務を有し、ともに善管注意義務の内容をなす。

この判決が、内部統制システムの法制化（会社348③四）への一つの契機になりました（大阪地判平12・9・20判時1721・3）（前掲第4章第4「実地調査（往査）の実実施計画を作成する」参照）。

○セカンドオピニオンを徴したN証券グループの監査委員会

平成16年度決算で子会社同士の取引で、利益の出た方の会社を連結に入れ、損失の出た会社を「ベンチャーキャピタル条項適用」を理由に連結外しを行いました。平成19年4月会社は旧経営陣4名に対し、合計33.6億円の損害賠償請求を東京地裁に提訴し、平成21年6月和解で決着しました。特別調査委員会調査報告（平19・1・30）で、「監査委員会（同グループは委員会設置会社）はセカンドオピニオンを求めるなどして追及し、CFOに少なくとも開示は認めさせており、本件につき、非難を加えることは難しいと思われる」と述べており、責任追及は免れました。

○三洋電機違法配当事件の原告主張

当判決は原告（株主）の請求が棄却され、監査役はその責任がないとされました。しかし

ながら、監査役に過失があったかについて、原告の主張には、監査役として耳を傾けなければならぬものがあります。

原告は「監査役はいずれも会計監査人と十分連携せずに、自ら積極的に情報収集を行うこともなく、執行部と会計監査人との間のやりとりについてもほとんど情報を得ずに、関係会社株式減損については執行部や会計監査人の処理を受け入れるのみであった」と主張している。

○親子兼務の監査役が子会社管理本部長の着服を発見

売上高が横ばいにもかかわらず売掛金残高が大幅に増加している傾向に当社監査役が疑問を抱き、会計責任者から説明を求めたが明確な回答が得られなかったため、監査役は親会社のK社の財務経理部に協力を求め、調査を実施した結果、発覚しました。

S社には社長及び財務担当役員が常勤しておらず、一般従業員にとっては管理本部長こそが事実上の最高責任者であり、内部告発はできない環境でした。「本件では、内部監査時に預金通帳を一覧したり、日々の残高推移を照合したりすることにより、会計上の不正を発見することは可能であった」（親会社K社の調査委員会平成20年12月24日の報告書より）。

○多数の子会社監査役の兼務

大手電機器具メーカー（非上場）の子会社L社のT営業所で発覚した循環取引に関する親会社の外部調査委員会報告書によれば、L社の監査役は、非常勤監査役1人しかおらず、しかも、この監査役は何と親会社L社の子会社12社の監査役を兼務していたといえます。監査役に対しては「適切な監査を怠った責任は否定することは困難であり、損害賠償を請求することを検討する余地がある」と指摘されましたが、親会社は当時の社長・営業部長・営業所長らに損害賠償請求を起しましたが監査役は免れました（千葉地裁へ提訴）。

監査役としての責任を果たせないような兼務について、本人のみならず、親会社の監査役も会社に対して意見すべきと考えます。

○後発事象にも注意

あるIT企業の監査役らが、顧客から違約金の通知書が来ていることを経営会議での報告で知りながら「後発事象記載」を指摘しなかったことが問題となった事例があります。ただし、同社の特別調査委員会の報告書では、「その一事で監査役らの監査に任務懈怠があったとの法的評価は酷である」と責任は免れましたが、この事件の場合は、会計監査人に直ちに伝え、対応につき協議すべきであったと考えます（日本公認会計士協会「後発事象に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第76号）参照）。

○常勤監査役を戒めなかった非常勤監査役の責任—エフオーアイ架空売上事件

東証マザーズに上場してわずか7か月で上場廃止となった半導体製造装置メーカーのエ

フォーアイは、例えば2009年3月期の実際の売上が3億円弱しかなかったのに、有価証券届出書に約118億円と過大に記載した等の事実が、内部告発をきっかけとする証券取引等監視委員会の強制調査により発覚、株主約200人から株価下落による損害賠償請求訴訟が出されました。2016年12月20日、東京地裁は、取締役4名・監査役3名（常勤1名、非常勤2名）及び上場に際しての主幹事会社であったM証券の責任を認め、請求どおり約1億7,500万円（うちM証券は約3,000万円）の支払を命じました。

常勤監査役は、週2回程度しか出勤しておらず、また、ほぼ毎週開催される戦略会議には出席したことがありませんでした。実は、売上の水増しは、この戦略会議で審議されていたので、戦略会議に出席していれば粉飾の事実を知ることができました。

非常勤監査役2名は、常勤監査役の職務執行状況が不十分であるということは容易に認識できたと考えられるにもかかわらず、これを是正するための何らかの対応を執った形跡がありませんでした。東京地裁は「非常勤監査役は、常勤監査役の職務執行の適正さに疑念を生ずべき事情がある時は、これを是正するための措置を執る義務があるというべきであるから、非常勤監査役としての職務の遂行が十分なものであったとはいえない」と結論付けました。

その他、取締役会で「上場申請を一旦取りやめる」との決議を行った際、非常勤監査役らがその理由等につき質問していたら、「架空売上がある」との内部告発文が証券会社等に送られていた事実が明らかになったはずであるとの事例も挙げられています（東京地判平28・12・20判タ1442・136）。

なお、非常勤監査役は控訴しましたが、棄却され、賠償責任が認められ、一方M証券の賠償責任については、控訴審では認められませんでした（東京高判平30・3・23（平29ネ1110））。

参考判例

- 原告は同社にマンション建設を依頼して、監査役から「利益は出ている」との説明を信じ手付金等を支払ったが、同社は倒産し、損害を被った。「貸借対照表を見ると、負債が資本金の145倍に当ること等が分かり、監査役がこれを真面目に検討すれば相当の疑問を抱いたものと推認できる」として、監査役としての任務懈怠があり、悪意又は重過失があると認められ、第三者に対する損害を賠償すべき義務があるとして、社長と監査役に各5,000万円の賠償金の支払が命じられた事例。（アイアンドケイエンジニアリング事件＝東京地判平4・11・27判時1466・146）
- 同社が保有する関係会社株式の減損処理が公正な会計慣行に準拠していなかったことにより配当可能利益がないのに配当を行ったとして、取締役会にて配当を決議した取締役の違法配当、欠席した取締役の監視義務違反及び監査役の善管注意義務違反に対する合計15名約279億円の損害賠償請求が株主代表よりなされた事案において、事業計画立案時に業績の回復可能性ありとした経営判断に不合理はないとして、役員責任が否定された事例。（三洋電機事件＝大阪地判平24・9・28判時2169・104）